

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年5月22日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱又は任命について

処分理由

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の任期が満了したため、後任の委員を委嘱又は任命する必要が生じたもので、急施を要したため専決処分したものの。

専決第 1 1 号

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱又は任命について

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱又は任命する必要があるため、芦屋市教育委員会委任規則第 5 条により、専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

1 委嘱又は任命する委員
別紙のとおり

2 任 期
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令
芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則（平成 2 3 年 2 月 7 日教育委員会規則第 2 号）第 1 条から第 4 条まで

芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員名簿

令和7年4月1日（順不同）

新										旧			
任期	令和7年4月1日～令和9年3月31日（任期2年）										任期	令和5年4月1日～令和7年3月31日（任期2年）	
区分	氏名	性別	満年齢 （※1）	出身団体等の 名称及び役職	通算 在任期間	構成員の 変更	備考	区分	氏名	性別	満年齢 （※1）	出身団体等の 名称及び役職	
関係団体	まつのぎ 松枝 泰生	男		芦屋市保護司会会長	4年	無		関係団体	まつのぎ 松枝 泰生	男		芦屋市保護司会副会長	
関係団体	おにづか のりこ 鬼塚 紀子	女		芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員	0年	無		関係団体	くろうち ひろみ 倉内 弘子	女		芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員	
県職員	やました やすのり 山下 恭範	男		芦屋警察署生活安全課長	1年	無		県職員	やました やすのり 山下 恭範	男		芦屋警察署生活安全課長	
市職員	ちがね まなみ 来嶋 奈美	女		芦屋市子ども福祉部参事 （子ども家庭担当部長）	1年	無		市職員	ちがね まなみ 来嶋 奈美	女		芦屋市子ども福祉部参事 （子ども家庭担当部長）	
市職員	しおやま りんご 塩山 利枝	女		芦屋市教育委員会教育部参事 （学校教育担当部長）	0年	有		市職員	やまもと かくみ 山本 卓見	男		芦屋市教育委員会教育部参事 （学校教育担当部長）	
市職員	ほしかわ あけみ 星川 明美	女		芦屋市立宮川幼稚園園長	1年	無		市職員	ほしかわ あけみ 星川 明美	女		芦屋市立宮川幼稚園園長	
市職員	きのした 新吾	男		芦屋市立精道小学校校長	0年	有		市職員	うらやま かよ 浦山 佳代	女		芦屋市立宮川小学校校長	
市職員	にしはた 充志	男		芦屋市立潮見中学校校長	1年	無		市職員	にしはた 充志	男		芦屋市立潮見中学校校長	
市職員	かなむか 幸	女		芦屋市子ども福祉部子ども家庭室主幹 （西蔵子ども園園長）	0年	有		市職員	いづみ みゆき 泉 美由紀	女		芦屋市子ども福祉部子ども家庭室主幹 （西蔵子ども園園長）	
関係団体	いりえ 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会会長	7年	無		関係団体	いりえ 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会会長	
学識経験者	まつだ 美枝	女		京都文教大学教授	0年	有		学識経験者	やました ういち 山下 晃一	男		神戸大学大学院教授	
学識経験者	いとう 康貴	男		大手前大学准教授	0年	有		関係団体	なみむら 紀子	女		芦屋市青少年育成愛護委員会副会長	

※1 就任時点での満年齢になります。

○芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則

平成23年2月7日

教育委員会規則第2号

芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例施行規則（昭和49年芦屋市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 芦屋市立青少年愛護センターの運営を効果的に行うため、芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 運営連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 青少年愛護センターの事業に関すること。
- (2) 青少年問題の解決に係る支援に関すること。
- (3) 関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の育成愛護及び非行防止に関すること。

（組織）

第3条 運営連絡会は、委員12人以内で組織する。

2 運営連絡会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 芦屋市保護司会及び芦屋市民生児童委員協議会の代表
- (2) 芦屋警察署生活安全課長
- (3) 芦屋市こども福祉部参事（こども家庭担当部長）
- (4) 芦屋市教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）
- (5) 芦屋市立の幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長の代表
- (6) 芦屋市立の保育所及び認定こども園の保育指導を担当する者
- (7) 芦屋市青少年育成愛護委員会の代表
- (8) その他関係機関の職員又は学識経験者

（平27教委規則8・令5教委規則20・令5教委規則24・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営連絡会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長の指名により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営連絡会は、教育長が招集する。

2 運営連絡会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

3 運営連絡会において、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(処務)

第7条 この運営連絡会の処務は、青少年の育成愛護及び非行防止を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日教委規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月1日教委規則第24号)

この規則は、令和5年8月1日から施行する。